

土佐市立高岡中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行くことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、水誤差内雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2. いじめの未然防止のための取り組み

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

◇縦割り班清掃等での異学年交流の充実

◇生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実

◇生徒が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

②安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさや嬉しさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3. いじめの早期発見・早期快活に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ア. 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- イ. おかしいと感じた生徒がいる場合には職員会や学年会の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ウ. 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、相談室等で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ. 「いじめ調査アンケート」を2月に1回行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア. いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ. 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ. 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- エ. 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- オ. いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア. いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ. 学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、いじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生した時に、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。
校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、PTA 会長、土佐市育成センター補導教員、スクールカウンセラー